「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」の公表について

The Knights

環境省及び経済産業省は、低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）に汚染された電気機器等の早期確認のために調査方法等を「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」として取りまとめました。

PCB 廃棄物は、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）により、処分期間内に自ら処理し、又は他人に処理委託を行うことが義務付けられています。

PCB 廃棄物の中で、機器に封入されている絶縁油中の PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の PCB 廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物に該当し、処分期間は 2027 年 3 月末までです。

本手引きは、低濃度 PCB 汚染の有無等を早期に確認する必要性やその調査方法等を説明した本編と、更に詳細な調査方法等を取りまとめた（技術者向け詳細版）から構成されています。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料　2022 年 3 月 31 日付　環境省報道発表資料

環境リスク分析箇所　佐藤旭

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

消毒副生成物の検査の期間が近づいています！
特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。
特定建築物における水質検査:https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf

お問合せはこちら